

# 確定拠出年金制度(企業型DC,iDeCo)の拡充

- ① 勤務先の企業年金の有無による掛金上限の差異を解消するため、**第2号被保険者の掛金上限**が統一される。
  - ② 賃金上昇率を勘案し、掛金上限が**7,000円**引き上げられ、第2号被保険者は**月6.2万円**、第1号被保険者は**月7.5万円**となる。
- 【適用時期】確定拠出年金法等の改正時期から

## <掛金上限(月額)>

### (1) 企業型DC(企業型確定拠出年金)

DB(確定給付企業年金)の加入状況	現行	改正案
DBの未加入者	5.5万円	6.2万円
DBの加入者	5.5万円-DB	6.2万円-DB

※マッチング拠出の「企業型年金加入者掛金の額」は「事業主掛金の額」を超えられないという要件を**廃止**

### (2) iDeCo(個人型確定拠出年金)

国民年金の区分と企業年金の加入状況		現行	改正案
第1号被保険者(国民年金基金と合算)		6.8万円	7.5万円
第2号被保険者	企業年金の加入者(企業型DC・DB)	5.5万円 -(企業型DC+DB) [2万円を上限]	6.2万円 -(企業型DC+DB) [撤廃]
	企業年金の未加入者	2.3万円	6.2万円
第3号被保険者		2.3万円	

※一定の要件の下で**70歳**まで加入可能に

改正なし

### 【改正案】年金制度の全体像

iDeCoと 国民年金基金 計7.5万円 (年90万円)	iDeCoと 企業年金 計6.2万円 (年74.4万円)	iDeCo 2.3万円 (年27.6万円)
	厚生年金保険 (報酬比例)	
国民年金(基礎年金)		

〔第1号被保険者〕〔第2号被保険者〕〔第3号被保険者〕  
 〔自営業者など〕〔会社員・公務員〕〔第2号に扶養される配偶者〕

《実務上のポイント》  
 今回の見直しが行われた後も現行の税制上の措置が適用される。  
 ・掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除の対象  
 ・受取時は退職所得または雑所得(公的年金等)に